

全国暴力追放運動推進センター

(警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課)

1. 制度の概要

国家公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための二以上の都道府県の区域における広報活動、暴力追放相談委員その他都道府県暴力追放運動推進センターの業務を行う者に対する研修、少年の健全な育成に及ぼす暴力団の影響その他の暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究及び都道府県暴力追放運動推進センターの事業についての連絡調整を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国に一を限って、全国暴力追放運動推進センターとして指定することができることとされている。

2. 指定、登録等の基準

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
(全国暴力追放運動推進センター)

第32条の15 国家公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、全国暴力追放運動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための二以上の都道府県の区域における広報活動を行うこと。
- 二 暴力追放相談委員その他都道府県センターの業務を行う者に対する研修を行うこと。
- 三 少年の健全な育成に及ぼす暴力団の影響その他の暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究を行うこと。
- 四 都道府県センターの事業について、連絡調整を行うこと。
- 五 前各号の事業に附帯する事業

3 (略)

○ 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）

（指定の基準）

第1条の2 法第32条の3第1項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 暴力追放事業の実施に関し、適切な計画が定められていること。
- 二 暴力追放事業を適正かつ確実にを行うため必要な経理的基礎を有すること。
- 三 暴力追放事業以外の事業を行っているときは、当該事業を行うことにより暴力追放事業が不公正になるおそれがないこと。

（準用規定）

第16条 第1条（第2項第5号から第8号までの規定を除く。）及び第1条の2の規定は法第32条の15第1項の規定による全国暴力追放運動推進センター（以下この条において「全国センター」という。）の指定を受けようとする法人について、第2条の規定は法第32条の15第1項の規定による全国センターの指定を行った場合について、第3条、第12条、第13条第1項及び第14条の規定は全国センターについて準用する。この場合において、第1条第1項中「都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」とあるのは「国家公安委員会」と、同項第2号中「法第32条の3第2項各号に掲げる事業（以下「暴力追放事業」という。）」とあるのは「法第32条の15第2項各号に掲げる事業」と、同項第3号中「暴力追放事業」とあるのは「法第32条の15第2項各号に掲げる事業」と、第1条の2中「法第32条の3第1項」とあるのは「法第32条の15第1項」と、「暴力追放事業」とあるのは「法第32条の15第2項各号に掲げる事業」と、第2条及び第3条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第12条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第3項中「暴力追放事業」とあるのは「法第32条の15第2項各号に掲げる事業」と、第13条第1項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、第14条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第32条の3第6項」とあるのは「法第32条の15第3項において準用する法第32条の3第6項」と読み替えるものとする。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	法人番号	指定、登録の理由等
--------	--------	--------	------	-----------

公益財団法人 全国防犯協会連 合会	平成4年12月	東京都文京区本 郷3丁目38番1 号本郷信徳ビル 6階 (03-3868-0247)	3010005018109	暴力追放運動推進センターに関 する規則第16条において準用す る同規則第1条第1項に基づく申 請があり、暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律第32 条の15第2項に掲げる事業を適 正かつ確実に行うことができ ると認められたため。
-------------------------	---------	--	---------------	--

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠
指定に係る事務・事業について料金等は徴収していない。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成29年）
改善すべき事項は特になし。

7. 政策評価
平成29年4月に[実施](#)。

[8. 指定申請要領](#)